# ご協力をお願いします

## 正しい柔整師（整骨院・接骨院）のかかり方

整骨院・接骨院はみなさんの身近にあり、気軽に利用できますが施術を受ける場合、健康保険の使える範囲は限られています。下記をご確認の上、適正な施術をうけていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

### 健康保険が使えるとき

整骨院・接骨院による施術（治療）は以下の場合に限り、健康保険で受けられます。

- 外傷性の明らかな捻挫・打撲・挫傷・肉離れ
- 骨折・不全骨折・脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）

### 健康保険が使えないとき

整骨院・接骨院による施術（治療）は以下の場合は全額自己負担になります。

- 日常生活（仕事や家事等）による単なる疲れ、肩こり、腰痛、体調不良
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニア等）からくる痛み
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善が見られない長期の施術

# 接骨院・整骨院にかかるときに注意すること

## 1 負傷原因は正確に伝えましょう。

外傷性の負傷でない場合は健康保険が使えません。また負傷原因が労働災害・通勤災害に該当する場合も健康保険が使えません。
なお交通事故の場合は、必ず組合に連絡してください。

## 2 委任欄への署名（捺印）は自分でしましょう。

療養費支給申請書の負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自署（サイン）をしてください。
療養費支給申請書は、受療者が柔道整復師に組合への請求を委任するものです。

## 3 領収書をもらいましょう。

組合が発行する医療費通知と内容を照会しましょう。
また領収書は所得税の確定申告の控除対象になりますので、大切に保管してください。

## 4 施術が長期にわたる場合は、医師の診療を受けましょう。

施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので医師の診断を受けましょう。
また同時に複数の整骨院・接骨院で施療を受けないようお願いします。

## 組合からのお願い

被保険者の皆様からお預かりしている大切な保険料を正しく使うために、被保険者本人宛（学生等で遠隔地にお住いの場合は、組合員もしくは准組合員の方）に、電話や文書等で受診時の施術内容と請求内容が一致しているかどうか、また負傷原因等の受診照会を行う場合がありますので、照会があった場合は回答にご協力をお願いします。